

仕事仲間をぜひご紹介ください



組合員の皆様のご紹介が新規加入の「きっかけ」です。

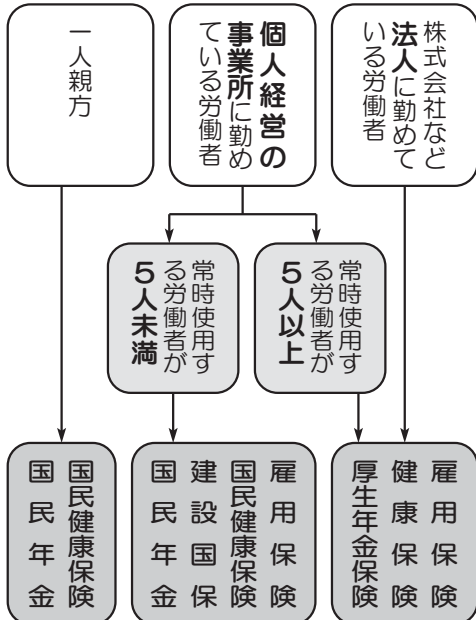
東海一般

東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

発行

本部 四日市市芝田1丁目11-27 ☎(059)356-1017
中勢支部 松阪支部 津市上弁財町18-13ワーブビル2F ☎(059)213-1193
伊賀支部 伊賀市上林670 ☎(059)213-1193
南勢支部 伊勢市本町2-4 ☎(0596)29-1717
HP://www.tokai-ippan.net/

どのような保険に加入しなければならないの？



建設現場 2017年4月から 社会保険加入を強化



国交省が策定した社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインには、「適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請け企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」と明記されています。

未加入者

建設現場での混乱続く

国交省は公共工事の建設現場で4月1日から社会保険などへの加入状況をすべての出入業者者に義務付け、未加入業者には現場に立ち入ることが禁止される事態となつていきます。担当者の誤った認識も加わり、建設現場での混乱はしばらく続くことが懸念されています。

要であることから、2017年度を目標年次として社会保険未加入対策の取り組みを5年間進めてきました。2017年3月の期限がさし迫る中、元請企業等からは社会保険加入への圧力と現場からの未加入者排除の動きが加速していった。特に現場担当者の誤った認識により、「現

国交省は2012年より技能労働者の処遇改善や将来の担い手確保、法定福利費を適正に負担する企業による公正で健全な競争環境の構築が必

注意 現場担当者の誤った認識により現場入場を拒否されるケースが発生しています。正しい理解をお願いします！

- 法人事業所および常時5人以上の従業員がいる個人事業所に雇用されている方の場合、社会保険に加入し、あわせて雇用保険、厚生年金へも加入していれば、従来どおり現場入場可能です。



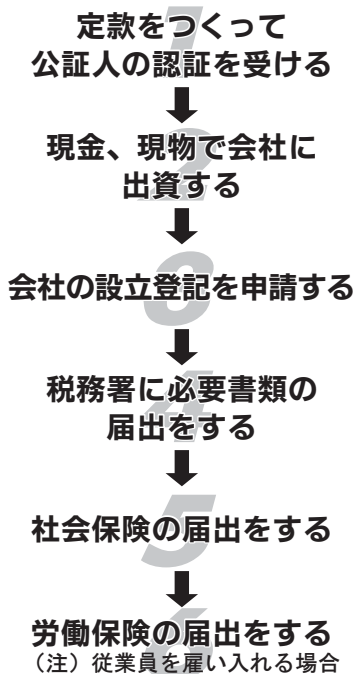
- 個人事業所（常用労働者数5人未満）に雇用されている常用労働者の場合、雇用保険は事業主の義務により加入、建設国保と国民年金は個人での加入となります。
- 個人事業所の事業主・一人親方は建設国保と国民年金を個人で加入します。

会社設立（法人成り）の方へ

組合に相談を

会社の設立には登記から税務署、社会保険事務所、労働基準局などにさまざまな書類を提出しますが、組合ではこうした一連の事務手続きを代行しています。会社設立のメリット・デメリットは事前に組合に相談してください。

会社をつくる手順



傷病手当金の変更内容

項目	3/31以前	4/1以降
支給額(1日)	2500円	5000円
期間	90日	40日

①平成29年3月31日以前から引き続き4月1日以降の入院であっても旧制度の適用となり、全ての期間が1日2500円です。

②今回の申請で支給開始日が平成29年4月1日以降であっても、過去3年間に同一疾病又は負傷により発した疾病による支給があれば、その支給開始日が平成29年3月31日以前の場合は旧制度の適用になります。

組合員が病気やケガのため仕事につくことができず収入がないとき、一定の条件を満たしていれば、その間の生活費を保障するために支給される手当金を、「傷病手当金」といいます。皆さんが加入している建設

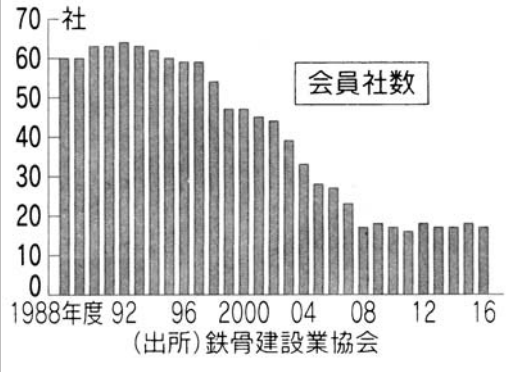
組合国保の傷病手当金が4月1日より1日あたりの支給額2500円が倍増の5000円に引き上げられました。新制度は入院が前提になります。該当する方は組合員だけですのでご注意ください。なお注意事項として次の内容になっていきます。

建設国保 入院で休業 1日5千円に引き上げ 傷病手当金

場入場を拒否される」あるいは「協会けんぽへの加入指導があった(建設国保からの変更)」等の報告が相次いでいます。社会保険以外では所属する会社の従業員を確認するため、雇用保険の提示を求められるケースも目立っています。

組合では社会保険(健康保険+厚生年金)の手続き、また労働保険(労災保険+雇用保険)の手続きも行なっていますので、必要な方は組合にご相談ください。(建設業の社保加入を急げ) 参照

過去の建設不況で鉄骨加工会社の数は大幅に減っている



オフイスビルなどに使う鉄骨の加工賃がこの5年間でおよむね2倍になっています。

鉄骨加工賃 5年で2倍

大手鉄骨加工会社によると、材料費を除く加工賃は現在、1トン当たり16万〜18万円。底値だった5年前に比べて2倍近くまで水準が切り上がりま

柱や梁など建物の構造部材に加工します。都心の再開発案件ではビルの高層化や大規模化が進み、部材が大

型化する傾向にあります。過去の建設不況で「1トン当たりの加工賃は7万〜8万円で採算割れの水準だった」とい

う。鉄骨加工会社は専門商社から仕入れた鋼材を工場で切断したり溶接したりして

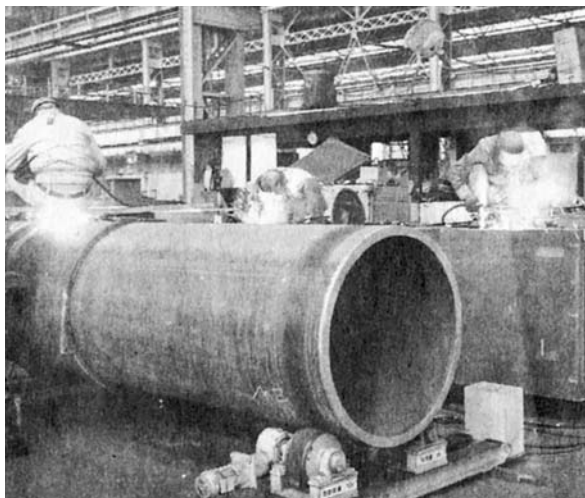
社が大幅に減りました。大手加工会社でつくる鉄骨建設業協会によると、鉄骨需要が最

盛期だった1990年度に63社あった会員社数は現在17社

まで減少しています。ビル建設を担う業者の間では「鉄骨造りの建物の工事が

増える見通し。鋼材の調達コストは今後さらに上昇する可能性がある」(大手ゼネコン)

との声が多い。



公共工事の単価 6年連続上昇



国土交通省は3月1日以降の契約から適用する公共工事設計労務単価を公表しました。全職種(48職種)の平均は前年度比3.4%増の1万80

民間工事にも影響

本給と基準内手当、1月当たりの臨時給与と実物給与で構成されています。新単価は3月1日以

78円となり、2012年度の改訂から6年連続で上昇しました。労務単価は技能労働者の所得労働時間8時間当たりの基

降に契約する国交省・農林水産省の直轄工事に適用されます。旧単価で入札した工事に新単価を反映させる特例措置を講じる他、契約済みの工事にはインフレスライド

三重県の公共工事設計労務単価

	2015年	2016年	2017年
大工	22,900	23,600	25,000
左官	20,400	21,800	22,700
板金工	22,300	23,800	24,800
配管工	19,800	20,100	20,900
電工	19,300	19,600	20,600
塗装工	21,500	23,000	23,900
内装工	23,400	25,400	26,400
建具工	19,200	20,500	21,300
とび工	23,000	24,500	25,500
造園工	18,800	19,100	20,700
鉄筋工	21,100	22,600	23,500
鉄骨工	21,900	23,300	24,300

【単位：円】

条項が適用されます。国交省は都道府県政令市に3月8日付で通知しており、改訂した労務単価を適用するように促すことにしています。また、

建設業団体には単価引き上げを技能労働者の賃金に反映するよう要請します。公共工事設計労務単価は民間工事にも波及することが予想されます。

事業主労災の方 工事報告のお願い

労働保険 (労災・雇用)

使用人がいる事業者が加入しているのが「事業所労災」です。加入時の保険料は翌年3月31日までの賃金や元請金額を見込みで計算します。その為、実際の賃金支払金額や元請金額との調整が必要になってきます。これを労災保険の「年度更新事務」といっています。事業者の皆さんには平成28

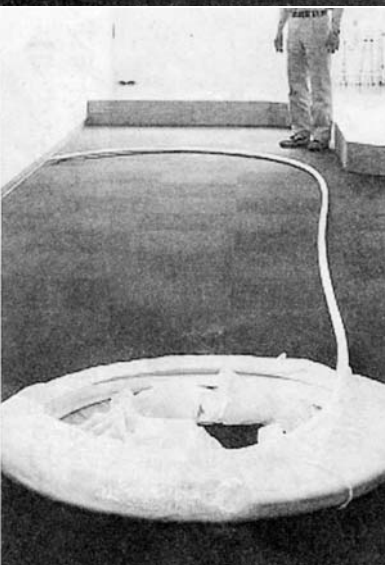
年4月から平成29年3月31日までの支払賃金や元請金額(完成した分のみ)の報告をお願いします。期限は4月21日までに必ず組合までご報告してください。毎年、未報告者がおみえになり集計が出来ず労災事務に支障が生じています。報告は次年度の労災金額に反映されますので報告がない場合は次年度への労災適用が出来なくなります。常用労働者がなく、臨時的労働者も年間100日以上の見込みのない方についても、一人親方労災への変更が必要となります。詳しくは組合までご相談ください。

建設業の人手削減に 省力化商品が普及

建設業の人手削減につながる省力化をうたう商品が好調です。ブリヂストンは住宅の床下に配管するパイプを改良し、支持を得ています。従来

の製品は巻き癖が強く2人以上で配管する必要がありました。上

で配管する必要がありません。これが人件費に跳ね返り、厚生労働省の毎月勤労統計調査では、建設業の現金給与総額は16年まで4年連続で増加しています。



ブリヂストンの水道用パイプ。従来品(上)を巻き癖がなく1人でも作業できるよう改良した(下)

—4月1日より—
建設国保料改定
 介護保険料(40歳~64歳)
2,400円(人)→2,600円(人)
 ご協力とご理解をよろしくお願いたします